

標 題：

IMO 第 21 回総会で採択された決議

NKテクニカル インフォメーション

No. : 356

Date : 平成 12 年 4 月 5 日

関係船主・造船所各位

IMO 第 21 回総会で採択された決議の概要を添付のとおりにまとめましたので御参考としてお知らせ致します。

なお、これら総会決議は一般には、強制適用ではありませんが、国によってはこの決議を自国の法律に取り入れたり、強制要件としている場合がありますので御留意下さい。条約検査の代行権限を本会に与えている国が、これらを検査の際に強制的に適用すると通知がある場合は、それぞれ別途テクニカルインフォメーション等でお知らせする予定です。

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

第 21 回総会決議一覧表

決議番号	表題(英文)及び概要
A.880(21)	<p>Implementation of the International Safety Management (ISM) Code by 1 July 2002</p> <p>旅客船, 油タンカー, ケミカルタンカー, ガス運搬船, ばら積船舶及び高速船 (GT500 以上, 貨物船)は, 1998/7/1 から ISM コードの適用が義務づけられている。今般, 前記以外の貨物船並びに移動式海上掘削ユニット(GT500 以上)が, 2002/7/1 から同コードの適用が義務づけられることについて注意喚起し, 同コードの履行を先延ばしとすることのないように本決議を採択した。</p>
A.881(21)	<p>Self-assessment of flag State performance</p> <p>旗国は IMO の条約を適用し, 遵守する方法を確立し, 維持することが要求されている。今般旗国がその責務を自己評価するためのガイダンスが策定された。本ガイダンスには, 旗国能力を自己評価する報告書書式が含まれており, 報告書をIMO に任意提出することも規定されている。(IMO データベースを検討している。)なお, 報告書書式には, 主管庁の代行を実施する認定機関(船級協会等)についての検証及び監視に関わる事項が記述されている。</p>
A.882(21)	<p>Amendments to the procedures for Port State Control(resolution A.787(19))</p> <p>ポート・ステート・コントロール(寄港国による監督。以下PSCという。)の検査実施に関する基本的な指針を提供し, かつ, PSC 検査の実施, 船舶, その機器, 又は船員に関する欠陥の判定, 及び監督手順の適用にあたり整合性をもたらすことを目的とした「PSC 手順書」(A.787(19))に新しい節として ISM コードに関連する PSC 手順書を追加する改正を行った。</p>
A.883(21)	<p>Global and uniform implementation of the harmonized system of survey and certification (HSSC)</p> <p>本決議は, 88 議定書の締約国以外であっても HSSC を導入することを目指している。(テクニカルインフォメーション No.321 参照)そのため, 添付2に関連証書書式の変更が示されている。</p> <p>(関係する証書: SOLAS74, LL66, MARPOL73/78, IBC, BCH, IGC)</p> <p>本決議の要旨は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000/2/3 以降も現有証書は期限まで有効。 ・HSSC 導入(2000/2/3 以降)による基準日は, SOLAS, LL 及び MARPOL の内, 一番近い日付とする。ただし, 主管庁が認める日付(例えば SC 証書の期限の日, 上架の日, 修理の日付等)がない場合に限る ・HSSC 導入日前に現有証書の期限が切れた場合には, HSSC 導入により規定された書式を利用し, 新しい証書を更新検査の実施後発行して差し支えない。 ・本船に HSSC が導入された時には, 現有証書が有効であることにかかわらず, 更新検査を完了すべきである。そして一連の証書を発行し, 共通の検査基準日を記入すべきである。 ・一般的に HSSC 導入の日前3ヶ月以内の更新検査は, 有効として差し支えない。 ・実施すべき更新検査の延期については, 最近実施された前の更新検査の日付及びその延期を考慮して差し支えない。 ・SOLAS74 及び LL66 の締約国であって, 88 議定書の締約国でない場合に HSSC を導入するときには, 全ての船舶及び全ての要件を適用すべきである。(適用の場合, IMO 事務局へ報告する。)(注)
A.884(21)	<p>Amendments to the Code for the Investigation of Marine Casualties and Incidents (resolution A.849(20))</p> <p>事故調査(国連海洋法条約第94条関連)の際に共通の対応を行うことを目的とした総会決議 A.849(20)「海難及び海上事故の調査のためのコード」の付録2として人的要因を調査するためのガイドラインを追加した。本ガイドラインは, IMO 及び</p>

	ILO 共同の「海上事故における人的要因を調査する作業部会」により開発された。
A.885(21)	<p>Procedures for designation of particularly sensitive sea areas and the adoption of associated protective measures and amendments to the guidelines contained in resolution A.720(17)</p> <p>IMO の活動によって特別な保護を必要とする場所(1978年タンカーの安全及び汚染防止に関する国際会議 決議9関連)については、海上活動により損害を受けやすい生態系、科学的理由等が存在する特別敏感海域が決議 A.720(17) に規定されている。今回本決議に当該海域としての新しい識別方法を添付1として追加し、さらに付録Cにあったグレートバリアリーフ(豪)に追加して1997年に指定された Sabana-Camagüey Archipelago(キューバ)を規定した。</p>
A.886(21)	<p>Procedure for adoption of, and amendments to, performance standards and technical specifications</p> <p>総会決議 A.825(19)「無線設備及び航海用具の性能基準に関する採択及び改正の手続き」には、MSC が開発する無線設備及び航海用具の性能基準及び技術的仕様に限り、その採択及び改正の手続きを定めていた。今般その範囲を広げて MSC 及び MEPC が開発する性能基準及び技術的仕様についてその採択及び改正について統一した手続きを策定する事を意図し、新決議として採択した。</p>
A.887(21)	<p>Establishment, updating and retrieval of the information contained in the Registration databases for the Global Maritime Distress And Safety System(GMDSS)</p> <p>総会決議 A.764(18)「極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識(以下 EPIRB)登録データベースの情報の設定、更新及び改正に関する勧告」により EPIRB 情報は登録されてきた。今般その登録についてその範囲を GMDSS 機器に拡大すべく、新決議を採択した。</p>
A.888(21)	<p>Criteria for the provision of mobile-satellite communication systems for the global maritime distress and safety system (GMDSS)</p> <p>本決議は GMDSS 活動に必要な移動衛星システムを政府が供することを勧告している。また、添付には、GMDSS における衛星通信システム及び沿岸地球局に対する基準が規定されている。さらに本決議は、現在 GMDSS に利用されるシステムとしてはインマルサットシステムに限定されているが、将来その他の移動衛星システムの基準を取り入れる可能性を認識している。</p>
A.889(21)	<p>Pilot transfer arrangements</p> <p>当該基準である総会決議 A.667(16)の見直しを行い、NAV にて検討した SOLAS V 章の全面改正を考慮しつつ、新決議を採択した。A.667(16)に規定されていた基本的な要件については、SOLAS V 章第 23 規則(案)に取り入れることとし、(関連資料 NAV44/5/3 及び NAV 45/14/Add.1)さらに、以前の A.275 2.5(f)に規定されていた水先人用移乗設備の操作訓練については、本決議添付 4.7.6 に規定した。</p>
A.890(21)	<p>Principles of safe manning (to replace resolution A.481(XII))</p> <p>安全配乗の原則を定めた総会決議 A.481 の全面的見直しを行い、安全配乗の原則、その適用のガイドライン及び最小安全配乗書類(SOLAS Reg.V/13 関連)の記入事項及びその書式例に関するガイダンスをまとめた。</p>
A.891(21)	<p>Recommendations on training of personnel on mobile offshore units(MOUs)</p> <p>本決議は、STCW 条約及び STCW コードにより要求されている人命の安全及び海洋環境保護に対する適切な技量を確かめるために移動式海上施設に乗り込む人員の国際的な訓練基準を示す勧告である。生存する人員の最低知識等に関する具体的な基準、キー・パーソンの特別訓練と評価、ドリル等のガイダンス(記録書書式含む)等が含まれている。</p>
A.892(21)	<p>Unlawful practices associated with certificates of competency and endorsements</p> <p>海技免状と裏書きに関する不法行為について総会決議 A.892(21)「能力の証明及</p>

	び裏書きに関わる不法行為」が採択された。本件が強制化かどうかについて議論があり、非強制であることを明確化するために MSC の原案を修文(導入部の”REQUESTS”を”FURTHER INVITES”にした)。
A.893(21)	Guidelines on voyage planning 航海計画のガイドラインとして、その準備、計画、実行及び管理についてとりまとめた。
A.894(21)	International Aeronautical and Maritime Search and Rescue(IAMSAR) Manual 本決議は、民間航空条約、SOLAS 条約及び搜索救助条約のもと義務を負う政府等を援助するために IMO と ICAO が共同で策定したマニュアル(IAMSAR マニュアル)である。
A.895(21)	Anti-fouling systems used on ships 本決議は、船舶に使用されている有害な防汚システム(防汚塗料等)を広く法的に規制する規定を海洋環境保護委員会で開発することを規定している。適用に関連し、2003/1/1 から使用禁止、2008/1/1 から全面禁止と記述されている。 注:本件の法的な強制化については、締約政府会議(2001/10/22~26(暫定))にて検討される予定。
A.896(21)	Provision and use of port waste reception IMO は「港湾受入施設に関する全体マニュアル」によりそのガイダンス及び技術的助言を行っているが、利用者の要求に合致するような港湾廃棄物受入施設の設備及び使用を計画するために、その最適化のガイドラインが必要となった。海洋環境保護委員会にてそのガイドラインを開発することを本決議に示している。
A.897(21)	Amendments to the revised specifications for the design, operation and control of crude oil washing systems(resolution A.497(XII) as amended by resolution A.497(XII)) 原油を吹き付けて油タンク壁にとりついた油性残渣物を洗浄する場合には、その方法からスロップタンクの必要がないことから、COW システムに関する決議を改正することとなった。

(注)

平成 12 年 3 月末現在、この総会決議 A.883(21)に基づき、IMO 事務局へこの決議を適用すると通知した国は以下のとおりです。

バルバドス
ベリーズ
エストニア
ガーナ
ハンガリー
アイルランド
ラトビア
ニュージーランド
フィリピン
ポーランド
ロシア